

## 外国送金組戻依頼書(兼返戻金取扱指定書)

株式会社 横浜銀行 あて

本依頼書は、電話連絡のうえ、「各種手続き」より送信してください。  
 電話番号：0120-458-118  
 受付時間：銀行営業日 9：00～17：00

\*「各種手続き」が表示されない場合は、利用者権限の設定をしてください。

依頼日
おなまえ
ご担当者
連絡先電話番号

下記の外国送金は、私の都合により組戻してください。  
 なお、本取り扱いに関しては私が責任を負い、後日どのような損害・費用が生じてもすべて私が引き受け、銀行には迷惑をかけません。

### 1. 外国送金明細

送金実行日	年 月 日	(口座引落日を記入してください)
取組番号		(TT-XXX-301-XXXXXX)
通貨・金額		
受取人名		

### 2. 返戻金の取扱い

<input type="checkbox"/> 返戻金は右の口座に入金してください。	支店名	口座種類	口座番号
	支店	外貨普通預金 普通預金、当座預金	

返戻金は再送金の送金資金に充当してください。  
 なお、本取り扱いにあたり、下記「返戻金による再送金についての確認事項」に同意します。

(返戻金による再送金についての確認事項)

送金資金引落口座	別途資金を追加して再送金する場合は、その資金の引落口座とする。 返戻金の金額で送金する場合は、手数料引落口座とする。
銀行あて連絡欄	「301-XXXXX 返戻金を充当」と記載する。

- ・ 契約者は、返戻金の着金連絡後、すみやかに再送金の送金依頼データを送信するものとします。
- ・ 再送金の依頼にあたっては、以下のとおり指定するものとします。
- ・ 外貨建ての返戻金を、他の通貨建ての再送金の送金資金に充当することはできません。
- ・ 再送金の送金資金に充当しないことになった場合には、返戻金の入金口座を指定してください。
- ・ 銀行が提出時限を定めて再送金の依頼や必要な書類の提出を求めたにも関わらず、時限までに対応がなかった場合など、銀行が再送金できないと判断した場合には、返戻金は当初の送金資金引き落とし口座（外外貨預金口座と円預金口座の両方から引き落としした場合は外貨預金口座）に入金します。

- ・ 返戻金の入金口座として指定できる外貨普通預金は、同通貨の外貨普通預金に限ります。
- ・ 外貨建ての返戻金を円預金口座に入金するにあたっては、銀行の計算日における銀行所定の電信買相場を適用します。
- ・ 返戻金と同一通貨の口座に入金する場合は、所定の取扱手数料がかかります。

(銀行使用欄)

組戻発信日							
検印	点検記入	口座確認	手数料	検印	組戻結末日	検印	点検記入